

第 39 類
プラスチック及びその製品

注

- 1 この表において「プラスチック」とは、第 39.01 項から第 39.14 項までの材料で、重合の段階又はその後の段階で、加熱、加圧その他の外部の作用（必要に応じ溶剤又は可塑剤を加えることができる。）の下で、鑄造、押出し、圧延その他の方法により成形することができ、かつ、外部の作用の除去後もその形を維持することができるものをいう。

この表においてプラスチックには、バルカナイズドファイバーを含むものとし、第 11 部の紡織用繊維とみなされる材料を含まない。

- 2 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第 27.10 項又は第 34.03 項の調製潤滑剤
- (b) 第 27.12 項又は第 34.04 項のろう
- (c) 化学的に単一の有機化合物（第 29 類参照）
- (d) ヘパリン及びその塩（第 30.01 項参照）
- (e) 第 39.01 項から 39.13 項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（溶剤の含有量が全重量の 50%を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。第 32.08 項参照）及び第 32.12 項のスタンプ用のはく
- (f) 第 34.02 項の有機界面活性剤及び調製品
- (g) ランガム及びエステルガム（第 38.06 項参照）
- (h) 鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤（第 38.11 項参照）
- (ij) ポリグリコール、シリコーンその他の第 39 類の重合体をもととした調製液圧液（第 38.19 項参照）
- (k) 診断用又は理化学用の試薬（プラスチック製の支持体を使用したものに限る。第 38.22 項）
- (l) 第 40 類の合成ゴム及びその製品
- (m) 動物用の装身具（第 42.01 項参照）及び第 42.02 項のトランク、スーツケース、ハンドバッグその他の容器
- (n) 第 46 類のさなだ、枝条細工物その他の製品
- (o) 第 48.14 項の壁面被覆材
- (p) 第 11 部の物品（紡織用繊維及びその製品）
- (q) 第 12 部の物品（例えば、履物、帽子、傘、つえ及びむち並びにこれらの部分品）
- (r) 第 71.17 項の身辺用模造細貨類
- (s) 第 16 部の物品（機械類及び電気機器）
- (t) 第 17 部の航空機又は車両の部分品
- (u) 第 90 類の物品（例えば、光学用品、眼鏡のフレーム及び製図機器）
- (v) 第 91 類の物品（例えば、時計のケース）
- (w) 第 92 類の物品（例えば、楽器及びその部分品）

- (x) 第 94 類の物品（例えば、家具、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）
- (y) 第 95 類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
- (z) 第 96 類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン、シャープペンシル並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）

3 第 39.01 項から第 39.11 項までには、化学合成により製造した物品で次のもののみを含む。

- (a) 減圧蒸留法により蒸留した場合において 1,013 ミリバールに換算したときの温度 300 度における留出容量が全容量の 60%未満の液状の合成ポリオレフィン（第 39.01 項及び第 39.02 項参照）
- (b) 低重合のクマロンーインデン系樹脂（第 39.11 項参照）
- (c) その他の合成重合体で平均 5 以上の単量体から成るもの
- (d) シリコーン（第 39.10 項参照）
- (e) レゾール（第 39.09 項参照）その他のプレポリマー

4 「共重合体」とは、重合体の全重量の 95%以上を占める一の単量体ユニットを有しない全ての重合体をいう。

この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するモノマーユニットのうち最大の重量を占めるモノマーユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するモノマーユニットは、一のもののみとしその重量を合計する。

最大の重量を占めるモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

5 化学的に変性させた重合体、すなわち、重合体の主鎖に付随する部分のみを化学反応により変化させたものは、変性させてない重合体が属する項に属する。この規定は、グラフト共重合体に適用しない。

6 第 39.01 項から第 39.14 項までにおいて一次製品は、次の形状の物品に限る。

- (a) 液状又はペースト状のもの（ディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）及び溶液を含む。）
- (b) 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールドイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

7 第 39.15 項には、一の熱可塑性材料のくずで一次製品の形状にしたものを含まない（第 39.01 項から第 39.14 項まで参照）。

8 第 39.17 項において「管及びホース」とは、中空の物品（半製品であるか又は完成品であるかを問わない。）で、主として気体又は液体の運搬用又は配送用に供するもの（例えば、リブ付きの庭用ホース及び穴あき管）をいうものとし、ソーセージケーシングその他のへん平な管を含む。ただし、内部の横断面が円形、だ円形、長方形（長さが幅の 1.5 倍以下のものに限る。）又は正多角形以外のものは、へん平な管の場合を除くほか、型材とみなすものとし、管及びホースとはしない。

- 9 第 39.18 項において「プラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適した幅が 45 センチメートル以上のロール状の物品のうちプラスチックを紙以外の材料で裏張りしたもので、プラスチック層の表面に木目付けをし、浮き出し模様を付け、着色し、図案印刷をし又はその他の装飾を施したものをいう。
- 10 第 39.20 項及び第 39.21 項において板、シート、フィルム、はく及びストリップは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ（第 54 類のものを除く。）及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）で、切っていないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切ったもの（長方形（正方形を含む。）に切ったことによりそのまま使用することができる製品になったものを含む。）に限るものとし、更に加工したものを除く。
- 11 第 39.25 項には、第 2 節の同項よりも前の項の物品を除くほか、次の製品のみを含む。
- (a) 貯蔵槽、タンク（浄化槽を含む。）、おけその他これらに類する容器（容積が 300 リットルを超えるものに限る。)
 - (b) 構造物の要素（例えば、床用、壁用、仕切り壁用、天井用又は屋根用のもの)
 - (c) 雨どい及びその取付具
 - (d) 戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居
 - (e) バルコニー、手すり、塀、門その他これらに類する仕切り
 - (f) よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品並びにこれらの部分品及び取付具
 - (g) 店、作業場、倉庫等において組み立て、恒久的に取り付けるための大型の棚
 - (h) 装飾用の建築用品（例えば、フルーティング、小丸屋根及びはと小屋)
 - (i) 取付具（例えば、取手、掛けくぎ、腕木、タオル掛け及びスイッチ板その他の保護板。戸、窓、階段、壁その他の建物の部分に恒久的に取り付けるためのものに限る。)

号注

- 1 この類の各項において重合体（共重合体を含む。）及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。
- (a) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 号において接頭語として「ポリ」が付された重合体（例えば、ポリエチレン、ポリアミドー 6, 6）は、重合体を構成する一の単量体ユニット又は当該重合体の名称が由来する二以上の単量体ユニットが全重量の 95%以上を占める重合体のみをいう。
 - (2) 第 3901.30 号、第 3901.40 号、第 3903.20 号、第 3903.30 号又は第 3904.30 号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の 95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。
 - (3) 化学的に変性させた重合体は、当該重合体により明確に他の号に該当しない場合に限り、「その他のもの」を定める号に属する。
 - (4) (1)、(2) 及び (3) のいずれにも該当しない重合体は、一連の号中の他の号のうち、当該重合体を構成するいずれのモノマーユニットをも重量において上回る単量体ユニットの重合体が属する号に属する。この場合において、同一の号に属する重合体を構成する

単量体ユニットは、一のもののみとみなしその重量を合計するとともに、当該一連の号に属する重合体を構成するモノマーユニット同士のみの重量を比較する。

(b) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がない場合には、次に定めるところによる。

(1) 重合体は、当該重合体を構成するいずれのモノマーユニットをも重量において上回る単量体ユニットの重合体が属する号に属する。この場合において、同一の号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、一のもののみとみなしその重量を合計するとともに、当該一連の号に属する重合体を構成するモノマーユニット同士のみの重量を比較する。

(2) 化学的に変性させた重合体は、化学的に変性させていない重合体が属する号に属する。

ポリマーブレンドは、これを構成する単量体ユニットを同一の割合で有する重合体が属する号に属する。

2 第 3920.43 号において「可塑剤」には、二次可塑剤を含む。

総 説

一般に、この類には、この類注 2 により除かれない限り、重合体と呼ばれる物質並びにその半製品及び製品を含む。

重合体

重合体は、一以上の単量体単位の繰り返しによって特徴づけられる分子から成る。

重合体は、同一又は異なる化学組成の数分子間の反応によって形成される。重合体が形成される工程を重合という。広義において「重合」には、次の主な反応がある。

(1) 付加重合：これはエチレン系の不飽和を有する単一の分子が単純な付加により、水その他の副産物を生成することなく、互いに反応し、炭素-炭素結合のみを含む重合鎖を形成するもの（例えば、エチレンからポリエチレンの生成及びエチレンと酢酸ビニルからエチレン-酢酸ビニル共重合体の生成）である。この型の重合は単純重合又は単純共重合と呼ばれる（すなわち、厳密な意味での重合又は共重合である。）。

(2) 転位重合：これは、酸素、窒素又は硫黄のような原子を含む官能基を有する分子が分子内の転位及び付加によって、水その他の副産物を生成することなく互いに反応し、エーテル結合、アミド結合、ウレタン結合その他の結合によって単量体単位が結合し、重合鎖を形成するものである（例えば、ホルムアルデヒドからポリ（オキシメチレン）（ポリホルムアルデヒド）の生成、カプロラクタムからポリアミド-6 の生成及びポリオール及びジイソシアネートからポリウレタンの生成）。この型の重合は重付加とも称する。

(3) 縮合重合：これは、酸素、窒素又は硫黄のような原子を含む官能基を有する分子が縮合反応によって互いに反応し、水その他の副産物の生成を伴ないエーテル結合、エステル結合、アミド結合その他の結合によって単量体単位が結合して重合鎖を形成するものである（例えば、エチレングリコールとテレフタル酸からポリ（エチレンテレフタレート）の生成及びヘキサメチレンジアミンとアジピン酸からポリアミド-6,6 生成）。この型の重合は縮合又は重縮合と称する。

重合体は、例えば、ポリエチレン又はポリ（塩化ビニル）の塩素化、ポリエチレンのクロソルホン化、セルロースのアセチル化若しくはニトロ化及びポリ（酢酸ビニル）の加水分解のように化学的に変性させることもある。

重合体の略名

この類に記載されている重合体の多くには、略名が知られている。次のリストは、一般的に使用されている略名の例である。

ABS	アクリロニトリル－ブタジエーン－スチレン共重合体
CA	酢酸セルロース
CAB	酢酸酪酸セルロース
CP	プロピオン酸セルロース
CMC	カルボキシメチルセルロース
CPE	塩素化ポリエチレン
EVA	エチレン－酢酸ビニル共重合体
HDPE	高密度ポリエチレン
LDPE	低密度ポリエチレン
LLDPE	直鎖の低密度ポリエチレン
PBT	ポリ（ブチレンテレフタレート）
PDMS	ポリジメチルシロキサン
PE	ポリエチレン
PEOX	ポリ（エチレンオキシド）（ポリオキシエチレン）
PET	ポリ（エチレンテレフタレート）
PIB	ポリイソブチレン
PMMA	ポリ（メタクリル酸メチル）
PP	ポリプロピレン
PPO	ポリ（フェニレンオキシド）
PPOX	ポリプロピレンオキシド（ポリオキシプロピレン）
PPS	ポリ（フェニレンスルフィド）
PS	ポリスチレン
PTFE	ポリテトラフルオロエチレン
PVAC	ポリ（酢酸ビニル）
PVAL	ポリ（ビニルアルコール）
PVB	ポリ（ビニルブチラール）
PVC	ポリ（塩化ビニル）
PVDF	ポリ（ふっ化ビニリデン）
PVP	ポリ（ビニルピロリドン）
SAN	スチレン－アクリロニトリル共重合体

重合体は、商業上それらの略名によって表現される以上の単量体ユニットを含んでいる場合が

あることに注意すべきである（例えば、直鎖の低密度ポリエチレン（LLDPE）は、本質的にエチレンの重合体であるが、少量（しばしば5%以上）のアルファーオレフィン単量体ユニットを含むことがある。）。さらに、重合体中の単量体ユニットの相対的な量は略名によって表現されている順序と同一であるとは限らない（例えば、スチレンを最大重量の単量体ユニットとして含んでいるアクリロニトリル-ブタジエーン-スチレン（ABS）共重合体）。

それゆえ、重合体の略名は、分類を行う場合の参考としてのみ使用すべきである。分類は、すべての場合、類注及び号の注を適用し、重合体中の単量体ユニットの相対的な構成割合をもととして行わなければならない（この類の注4及び号注1参照）。

プラスチック

この類注1に定める「プラスチック」とは、39.01 項から 39.14 項までの材料で、重合の段階又はその後の段階で、外部の作用（通常、加熱又は加圧、必要に応じ溶剤又は可塑剤を加えることができる。）の下で、鑄造、押出し、圧延その他の方法により成形することができ、かつ、外部の作用の除去後もその形を維持することができるものをいう。この表において「プラスチック」には、バルカナイズドファイバーも含む。

ただし、この表現は、11 部の紡織用繊維とみなされる材料には適用しない。「プラスチック」の定義は、この表において適用されるので注意する必要がある。

「重合」とは、この定義において広義に使用しており、重合体を形成するすべての方法をいうものとし、付加重合、転位重合（重付加）及び縮合重合（重縮合）を含む。

この類の材料のうち、熱処理によってくり返し軟化して製品に成形することができ（例えば、型による成形）、次いで冷却によって硬化することができるものを「熱可塑性」と称する。他方、化学的又は物理的（例えば、熱）方法によって不溶解性の物品に変えることができ又はすでに変わっているものを「熱硬化性」と称する。

プラスチックはほとんど無制限に利用されているが、プラスチックから作られた多くの製品は他の類に属する（この類の注2参照）。

この類の全般的な配列

この類は二つの節に分けられている。第1節は一次製品の重合体を含み、第2節にはくず、半製品及び製品を含む。

一次製品に関連する第1節において、39.01 項から 39.11 項までの物品は化学合成によって得られ、また 39.12 項又は 39.13 項の物品は天然重合体か又はこれらの化学処理によって得られたものである。39.14 項には、39.01 項から 39.13 項までの重合体をもととしたイオン交換樹脂を含む。

第2節において、39.15 項はプラスチックのくずに関連している。39.16 項から 39.25 項までは、プラスチックの半製品及び特掲された製品を含む。39.26 項には、他の項に該当する物品を除くものとし、プラスチックの製品及び 39.01 項から 39.14 項までの材料（プラスチックを除く。）の製品を含む最後の項である。

39.01 項から 39.11 項までの範囲

これらの項の範囲は、この類の注3によって定められている。これらの項は化学合成によって製造した物品で、次に掲げるものに限り適用する。

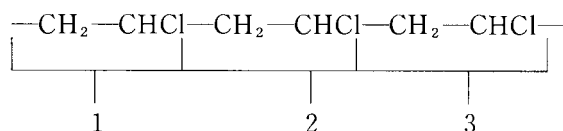
- (a) 液状合成ポリオレフィン：エチレン、プロペン、ブテンその他のオレフィンから得られる重合体である。減圧蒸留法により蒸留した場合において、1,013 ミリバールに換算したときの温度 300 度における留出容量が全容量の 60%に満たないものは 39.01 項及び 39.02 項に属する。
- (b) クマロンインデン系樹脂：コールタールに由来する混合単量体（クマロン及びインデンを含む。）を共重合することによって得られる低重合度のもの（39.11）
- (c) 平均5以上の単量体ユニットよりなり、連続構造を持つその他の合成ポリマー：これらのものには、この類の注1で定めるプラスチックを含む。

類注3（c）における単量体ユニットの平均数の計算において、縮重合体及びある種の転位重合体は、各々が異なる化学組成を有する、2以上の単量体ユニットを有することがある。単量体ユニットは、重合過程において個々の単量体分子から形成される最大の構成単位であるが、重合体を構成する繰り返しの最小単位である繰り返し単位又は重合体を形成する一分子の単量体という語と混同してはならない。

例示：

(a) ポリ塩化ビニル

次の重合鎖は3つの単量体単位を表す。

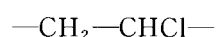
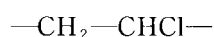
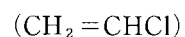


単量体

単量体 ユニット

組成上の繰返し単位

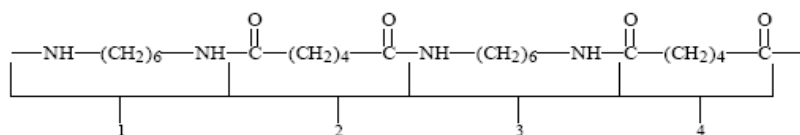
塩化ビニル



(この場合、単量体ユニット及び組成上の繰返し単位は同一)

(b) ポリアミドー6, 6

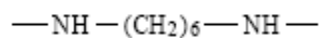
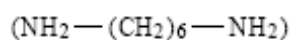
次の重合鎖は4つの単量体ユニットを表す。



単量体

単量体ユニット

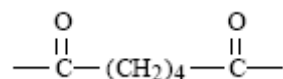
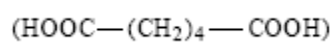
ヘキサメチレンジアミン



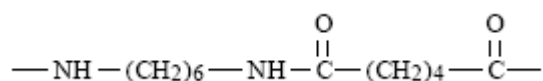
及び

アジピン酸

及び

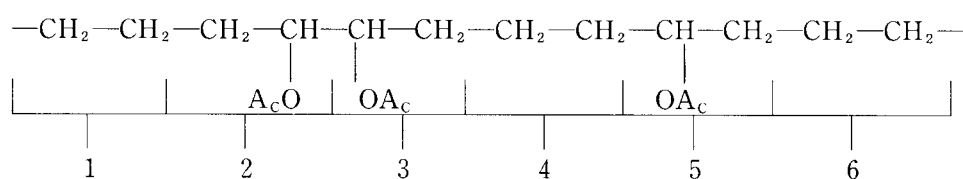


構成上の繰返し単位



(この場合、2つの異なる単量体ユニットが存在し、組成上の繰返し単位は各々1の単量体ユニットで構成されている。)

(c) エチレンー酢酸ビニル共重合体



(Acは $\text{CH}_3\text{---C---}$ を表す。)



単量体	単量体ユニット	組成上の繰返し単体
エチレン ($\text{CH}_2=\text{CH}_2$) 及び 酢酸ビニル ($\text{CH}_2=\text{CH}-\text{OA}_c$)	$-\text{CH}_2-\text{CH}_2-$ 及び $-\text{CH}_2-\underset{\text{OA}_c}{\underset{ }{\text{CH}}}-$	単量体は不規則に配置されており、組成上の繰返し単位という概念は適用されない。

(d) シリコーン：分子内に二以上のけい素－酸素－けい素結合を含み、かつ、けい素原子に直接けい素－炭素の形で結合している有機の基を含む化学的に単一でない物品である(39.10)。

(e) レゾール (39.09) その他のプレポリマー：プレポリマーは、未反応の単量体を含んでいる場合もあるが、単量体ユニットのある程度の繰返しにより特徴付けられるものであり、通常そのままでは使用されず、更に重合することによって、より分子量の大きい重合体にして使用するものである。したがって、プレポリマーには、ジイソブチレン(27.10)又は非常に低分子量のポリ(オキシエチレン)(ポリエチレングリコール)(38.24)のような最終物品を含まない。プレポリマーには、例えば、ビスフェノールAやフェノールホルムアルデヒドをもととし、エピクロロヒドリンによりエポキシ化したエポキシド及びイソシアン化物の重合体がある。

一次製品

39.01 項から 39.14 項までは一次製品の物品のみを含む。「一次製品」とは、この類の注6に規定する次の形状の物品に限る。

(1) 液状又はペースト状のもの：これらは、最終材料にするための熱その他の方法により硬化(curing)を必要とする基礎的な重合体又は未硬化又は部分的に硬化した材料のディスパーション(乳化し又は懸濁しているもの)及び溶液である。硬化に必要な物質(硬化剤(架橋剤)その他の共反応剤及び促進剤等)の他に、これらの液状又はペースト状のものには、主として最終物品に特別な物性その他の所望の特性を与えるために、可塑剤、安定剤、充てん料及び着色料のような他の物質を含んでいてもよい。液状のもの及びペースト状のものは鑄造、押出し等のために使用するほか、含浸材料、表面塗装剤、ワニス及びペイントのベース又は膠(こう)着剤、粘度付与剤、凝集剤等としても使用する。

ある物質を添加した結果、その物品がこの表において、より特殊な限定をした項のいずれかの記載に該当することとなれば、39 類から除かれる。例えば、次のような場合がある。

(a) 調製膠(こう)着剤：この総説の末尾の除外規定(b)を参照

(b) 鉱物油用の調製添加剤(38.11)

39.01 項から 39.13 項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液(コロジオンを除くものとし、溶剤の含有量が全重量の 50%を超えるものに限る。)は 32.08 項に分類されることに注意すべきである(この類の注2(e)参照)。

溶剤を含有しない液状の重合体で、ワニスとしてのみ使用することが明らかに認められる

物品（硬化剤を添加することなく、熱、大気中の湿度又は酸素によって被膜を形成するもの）は、32.10 項に属する。ワニスとして使用することが明らかに認められないものは、この類に含まれる。

マスチックとしての使用に適する物品にするために、添加物をさらに調合した一次製品の重合体は、32.14 項に属する。

(2) 粉、粒及びフレーク：これらの形状のものは、成型用、ワニス、膠（こう）着剤等の製造用又は粘度付与剤、凝集剤等として使用する。これらは成型、硬化の過程でプラスチックとなる不可塑化材料から成るものか又は可塑剤がすでに加えられているものより成る。これらの材料には、充てん料（木粉、セルロース、紡織用繊維、鉱物性物質、でん粉等）、着色料又は上記（1）に掲げた他の物質を含有していてもよい。粉は、例えば、静電気を有しているかないかを問わず、熱を応用して目的物を塗布するのに使用する。

(3) 塊（不規則な形のものに限る。）、その他これらに類する形状のもの（充てん料、着色料又は上記（1）に掲げた物質を含んであるかないかを問わない。）：規則正しい幾何学的形状の塊は一次製品に該当せず、「板、シート、フィルム、はく及びストリップ」に含まれる（この類の注 10 参照。）。

一種類の熱可塑性プラスチックのくずで、一次製品の形状に変形させたものは 39.01 項から 39.14 項まで（その材料によって）に含まれ、39.15 項には含まれない（この類の注 7 参照。）。

共重合体及びポリマーブレンド

「共重合体」はこの類の注 4 で重合体の全重量の 95%以上を占める一の単量体ユニットを有しない重合体であると定義されている。

つまり、例えば、プロピレンの単量体ユニット 96%及び他のオレフィン系単量体ユニット 4%から構成される重合体は共重合体としては扱わない。

共重合体には、共縮重合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。

ブロック共重合体とは、異なる単量体ユニットから成る少なくとも二種類の重合鎖が、結合した共重合体をいう（例えば、エチレンとプロピレンから成る共重合体で、ポリエチレンとポリプロピレンの部分を交互に有するもの）。

グラフト共重合体とは、主鎖となる重合鎖に、異なる単量体ユニットから成る側鎖が結合している共重合体をいう（例えば、スチレンーブタジエン共重合体ーグラフトーポリスチレン（スチレンーブタジエン共重合体にポリスチレンが側鎖として結合したもの）及びポリブタジエンーグラフトースチレンーアクリロニトリル共重合体）。

最大重量を占める単一のモノマーユニット（又は同一の項に分類される重合体を構成するモノマーユニットのグループ）が存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

したがって、例えば、塩化ビニル単量体ユニット 55%を含有する塩化ビニルー酢酸ビニル共重合体は、39.04 項に属するが、酢酸ビニル単量体ユニット 55%を含有するものは 39.05 項に属する。

同様に、エチレン 45%、プロピレン 35%及びイソブチレン 20%の単量体ユニットから成る共

重合体は、プロピレン及びイソブチレンの各々の重合体が 39.02 項に属するので、これらを合計すると共重合体の 55%を構成しており、エチレンの単量体ユニットより大きい重量を占めるので、39.02 項に属する。トルエンジイソシアネートとポリエーテルポリオールをもととしたポリウレタン 55%とポリ（オキシキシリレン）45%から構成されるポリマーブレンドは、ポリウレタンの単量体ユニットがポリ（オキシキシリレン）によるポリエーテルの重量より大きい重量を占めるので 39.09 項に属する。ポリウレタンを定義するにあたってはポリウレタンの単量体ユニットの全て（ポリウレタンの一部分を形成するポリエーテルポリオールの単量体ユニットを含む。）を 39.09 項に属する単量体ユニットとしてその重量を合計する。

化学的に変性させた重合体

化学的に変性させた重合体、すなわち重合体の主鎖に付随する部分のみを化学反応により変性させたものは、変性させていない重合体の属する項に属する（この類の注 5 参照）。この規定はグラフト共重合体には適用しない。

したがって、例えば、塩素化ポリエチレンやクロロスルホン化ポリエチレンは 39.01 項に分類する。

エポキシ樹脂を生成するために反応性エポキシ基を形成するように化学的に変性させた重合体は 39.07 項に分類する（39.07 項の解説参照）。例えば、エピクロルヒドリンによって化学的に変性させたフェノール樹脂はエポキシ樹脂として分類して、39.09 項の化学的に変性させたフェノール樹脂として分類しない。

ポリマーブレンドにおいてそのいずれかの構成成分を化学的に変性させたものは、全体が化学的に変性されたとみなす。

管及びホース

39.17 項の「管及びホース」とは、この類の注 8 に規定されている。

39.20 項又は 39.21 項の板、シート、フィルム、はく及びストリップ

39.20 項及び 39.21 項の板、シート、フィルム、はく及びストリップは、この類の注 10 に規定されている。

板、シート等（表面加工してあるかないかを問わないものとし、長方形（正方形を含む。）に切ったのを含む。）で、縁をみがいたもの、穴をあけたもの、ぎざぎざを付けたもの、へりを付けたもの、よったもの、枠をつけたものその他の加工をしたもの及び長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったものは、一般に 39.18 項、39.19 項及び 39.22 項から 39.26 項までに属する。

多泡性のプラスチック

多泡性のプラスチックは、塊全体に分散した多くの気孔（開いたもの、閉じたもの又は両方の状態のもの）を有するプラスチックである。これらのものには、フォームプラスチック、エキスパンデッドプラスチック、マイクロポーラスプラスチック及びマイクロセルラープラスチックを含む。これらのものには、柔軟性のあるもの及び硬いものがある。

多泡性のプラスチックは、種々の方法により作られる。これらの方法には、プラスチックにガスを混合させる方法（例えば、機械的攪拌、低沸点の溶剤の気化及びガス生成物質の分解）、中空のマイクロスフィア（例えば、ガラス又はフェノール樹脂のもの）をプラスチックに混合する方法、プラスチックの微粒子を焼結する方法及びプラスチックに水又は溶剤可溶物を混合し、それらを取り除くことにより空間を作る方法を含む。

プラスチックと紡織用繊維との結合物品

この類の注 9 に該当する壁面被覆材及び天井被覆材は、39.18 項に属する。この他に、プラスチックと紡織用繊維の結合物品の分類は、基本的に 11 部の注 1（h）、56 類の注 3 及び 59 類の注 2 に従うものとする。次の物品もこの類を含む。

- （a）フェルトにプラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので、紡織用繊維重量が全重量の 50%以下の物品及びフェルトをプラスチックの中に完全に埋め込んだ物品
- （b）紡織用繊維の織物類及び不織布をプラスチックの中に完全に埋め込んだ物品並びに紡織用繊維の織物類及び不織布の両面のすべてにプラスチックを塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができる物品
- （c）紡織用繊維の織物類にプラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層したもので、温度 15 度から 30 度までにおいて直径が 7 ミリメートルの円筒に手で巻きつけたときに、き裂を生ずる物品
- （d）紡織用繊維の織物類（59 類注 1 で定義されるもの）、フェルト又は不織布と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、紡織用繊維が単に補強の目的で使われている物品

この場合において、模様を有しないもの、漂白してないもの、漂白したもの又は均一に浸染した紡織用繊維の織物類、フェルト又は不織布をこれらの板、シート又はストリップの片側のみに結合した場合は、単に補強の目的で使用したものとみなす。模様を有するもの、なせんしたもの、これら以上の精巧な加工をした織物類（例えば、起毛）及びパイル織物、チュール、レース、58.11 項の織物製品などの特殊な物品は、単なる補強以上の機能を有するものとみなす。

紡織用繊維の織物類を両面に結合した多泡性のプラスチックの板、シート及びストリップは、織物がどのような特性を有しているかによらず、この類から除外する（一般に 56.02 項、56.03 項又は 59.03 項）。

プラスチックと紡織用繊維以外の材料との結合物品

この類には、単一作業又は連続作業によって得られるかを問わず次の物品を含む（ただし、プラスチック製品の特性を有するものに限る。）。

- （a）プラスチック中に他の材料（線、ガラス繊維等）から成る補強材又は支持網が埋め込まれた板、シート等
- （b）金属はく、紙、板紙等の材料を中間層として有するプラスチックの板、シート等

この類には、薄いプラスチックの保護シートで両面を被覆した紙又は板紙から成る物品で、紙又は板紙の重要な特性を有するものを含まない（通常 48.11）。

- （c）紙で補強した積層プラスチックのシート及び一層のプラスチックを塗布し又は被覆した一層の紙又は板紙から成る物品。後者においては、プラスチック層の厚さが全体の半分以上を超えるもの（48.14 項の壁面被覆材を除く。）。
- （d）プラスチックを染み込ませたガラス繊維又は紙のシートで圧搾して作った物品であって、硬い特性を有するもの（紙又はガラス繊維製品の特性を有しているものは 48 類又は 70 類に分類される。）。

前段の規定は、単繊維、棒、型材、管、導管及びホース及び製品についても準用する。

プラスチックを単に含浸した卑金属製の網及び網地製品は、これらの含浸過程において網目が充てんされていてもこの類から除かれる（15 部）ことに注意しなければならない。

木材とプラスチックの層から成る板又はシートで、木材が単にプラスチックの支持体又は補強材となっているものは、この類に属し、プラスチックが単に補助的な役割を有するもの（例えば、プラスチックが薄いベニヤ板用の基材になっている場合）は除かれる（44 類）。これに関連し、木材とプラスチックとの層から成る建築用パネルは通常 44 類に属することに注意しなければならない（44 類総説参照）。

＊

＊ ＊

注 2 に掲げた除外規定に加え、この類には次の物品を含まない。

- （a）プラスチックに着色料を濃厚に分散させたもので、32 類の物品の特性を有するもの。例えば、32.04 項の解説（プラスチックに着色料を濃厚に分散させたものについてはパラグラフ（I）（C）及び有機ルミノホア、例えば、プラスチック中にローダミン B を入れたものについてはパラグラフ（II）（2））、32.05 項の解説（プラスチックにレーキ顔料を濃厚に分散させたものについてはパラグラフ 7）及び 32.06 項の解説（プラスチックにその他の着色料を濃厚に分散させたものについては（A）、パラグラフ 6（I））参照
- （b）接着剤として使用するために特に配合された調製品で、39.01 項から 39.13 項までの重合体又はそれらの混合物から成り、かつ、この類に該当しない他の物質（例えば、ろう、ロジンエステル、変性させてない天然セラック。ただし、この類の物品への添加が許容されている物品（充てん料、可塑剤、溶剤、顔料等）を除く。）を加えたもの及び 39.01 項から 39.13 項までの物品を、膠（こう）着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が 1 キログラム以下のもの（35.06）
- （c）プラスチック及びその製品（39.18 項又は 39.19 項の物品を除く。）で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないもの（49 類）

＊

＊ ＊

号の解説

号注 1

この注は、号のレベルにおける重合体（共重合体を含む）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの分類を規定している。ただし、これらの物品は号の所属を決定するまえに、この類の注4および注5の規定にしたがってまず項の所属を決定しなければならない（この類の総説参照）。

重合体（共重合体を含む）及び化学的に変性させた重合体の分類

号注1にしたがって、重合体（共重合体を含む）及び化学的に変性させた重合体は、一連の号中に「その他のもの」を定める号があるかないかにより、号注1（a）又は1（b）の規定にしたがって分類する。

「その他のもの」を定める号には「その他のポリエステル」及び「その他のプラスチックのもの」のような号を含まない。

「一連の号中に」とは、同じ水準の号（すなわち、一段落ちの号（水準1）又は二段落ちの号（水準2）のことをいう。（通則6に関する解説参照。）

2種類の一連の号項（例えば、39.07 項）が存在することに注意しなくてはならない。

（A）一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在する場合の分類

（1）号注1（a）（1）では接頭語「ポリ」が付された重合体（例えば、ポリエチレン及びポリアミド-6，6）は、重合体を構成する一の単量体ユニット又は当該重合体の名称が由来する二以上の単量体ユニットが重合体の全重量の95%以上を占めるものと定義されている。ある種の単量体ユニットの総称に接頭語「ポリ」が付された重合体（例えば、3911.10 号のポリテルペン）の分類の場合では、その種類に属する全ての単量体ユニット（例えば、ポリテルペンの場合は異なるテルペン単量体ユニット）が重合体の重量の95%以上含まれていなければならない。

この定義は一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在する号の重合体にのみ適用する。

したがって、例えば、エチレン単量体ユニット96%とプロピレン単量体ユニット4%から構成され比重が0.94以上（この類の注4を適用し39.01 項の重合体となる）のものは、エチレン単量体ユニットが重合体の全重量に対して95%以上を占め、一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在するので、3901.20 号に分類する。

接頭語「ポリ」が付された重合体の上記の定義を、ポリ（ビニルアルコール）に適用する時には、「ビニルアルコール」と命名される単量体ユニットの重量が95%を満たさなくともよい。しかし、酢酸ビニル及びビニルアルコールのそれぞれの単量体ユニットを合計して重合体の重量の95%以上存在することが必要である。

（2）号注1（a）（2）の規定は3901.30 号、3901.40 号、3903.20 号、3903.30 号及び3904.30 号の物品の分類に関するものである。

これらの号に分類される共重合体は号に分類された重合体を構成する単量体ユニットが重量で95%以上を占めなければならない。

したがって、例えば、塩化ビニル61%、酢酸ビニル35%及び無水マレイン酸4%の各単量体ユニットから構成される共重合体（39.04 項の重合体）は、塩化ビニル及び酢酸

ビニル単量体ユニットを合計すると全重合体の 96%を占めるので、塩化ビニル-酢酸ビニル共重合体として 3904.30 号に分類する。一方、スチレン 60%、アクリロニトリル 30% 及びビニルトルエン 10%の各単量体ユニットから構成される共重合体（39.03 項の重合体）は、スチレンとアクリロニトリルを単量体ユニットとして合計したものが、重合体の 90%だけであるので、3903.90 号（「その他のもの」を定める号）に分類され、3903.20 号には分類されない。

- (3) 号注 1 (a) (3) の規定は化学的に変性させた重合体に関するものである。これらの重合体は、化学的に変性させた重合体により特殊な限定をした号に含まれない限り、「その他のもの」を定める号に分類される。この注の結果、化学的に変性させた重合体は、化学的に変性させてない重合体自身が「その他のもの」を定める号に属さない限り、変性させてない重合体と同じ号に分類されない。

したがって、例えば、化学的に変性させたポリエチレン（39.01 項に分類される。）である塩素化ポリエチレン及びクロロスルホン化ポリエチレンは、3901.90 号（「その他のもの」）に分類される。

一方、ポリ（酢酸ビニル）を加水分解して得られるポリ（ビニルアルコール）は、より特殊な限定をしている 3905.30 号に分類する。

- (4) (a) (4) には、(a) (1)、(a) (2)、(a) (3) の規定にしたがって分類できない重合体は、「その他のもの」を定める号に分類すると規定されている。ただし、他の単量体ユニットと比較して最大重量を占める単量体ユニットからなる重合体を分類するより限定された号が存在する場合を除く。

この場合において、同じ号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、重量を合計する。考慮する一連の号中に属する重合体を構成する単量体ユニットのみを比較する。

そのような特定の号は、「X の重合体」、「X 共重合体」又は「X-重合体」と規定されている。（例えば、プロピレンの共重合体（3902.30 号）、ふっ素系重合体（3904.61 号、3904.69 号））

これらの号に分類されるためには、号に掲名された単量体ユニットが、考慮される一連の号のいずれの単量体ユニットよりも多いことだけが必要である。つまり、号に掲名された単量体ユニットは考慮される号の重合体の総重量のうち 50%以上存在する必要は無い。

したがって、例えば、エチレン 40%及びプロピレン 60%の各単量体ユニットから構成されるエチレン-プロピレン共重合体（重合体は 39.02 項に分類される。）は、プロピレンが考慮すべき唯一構成単量体ユニットであるので、プロピレンの共重合体として 3902.30 号に分類される。

同様に、エチレン 45%、プロピレン 35%及びイソブチレン 20%の各単量体ユニットから構成される共重合体（重合体は 39.02 項に分類される。）は、プロピレン及びイソブチレンのみが比較されるべき（エチレンは無視する。）でありさらにプロピレンはイソブチレンより多くの重量を占めるので 3902.30 号に分類される。

一方、エチレン 45%、イソブチレン 35%及びプロピレン 20%の各単量体ユニットか

ら構成される共重合体（重合体は 39.02 項に分類される。）は、イソブチレンとプロピレンが比較されるべきでまたイソブチレンがプロピレンに比べて大きい重量を占めるので、3902.90 号に分類する。

（B）一連の号中に「その他のもの」を定める号がない場合の分類

（1）号注 1（b）（1）は、一連の号注に「その他のもの」を定める号がない場合には、当該重合体を構成するいずれの共重合体ユニットをも重量を上回る単量体ユニットの重合体が属する号に重合体を分類することを示している。この場合において、同じ号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、その重量を合計する。

これは、この類の注 4 で重合体の項のレベルでの分類に対して示した分類方法と同様である。

一の単量体ユニットについての最大重量の概念は、重合体が考慮される一連の号中に該当しない単量体ユニットを含有する場合を除き適用する。このような場合では、考慮される一連の号の重合体に関する単量体ユニットのみを比較する。

したがって、例えば、尿素及びフェノールのホルムアルヒドドとの共重縮合物（重合体は 39.09 項に分類される。）は、一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在しないので、尿素単量体ユニットがフェノール単量体ユニットより多いならば 3909.10 号に、フェノール単量体ユニットのほうが多いときは 3909.40 号に分類する。

号注 1 の（a）（1）での接頭語「ポリ」を持つ重合体の定義は、この範疇に入る号には適用しないことを忘れてはならない。

したがって、例えば、ポリカーボネートとポリエチレンテレフタレートの両者の単量体ユニットから構成される重合体は、一連の号に「その他のもの」を定める号がないので、ポリカーボネートが多いときは 3907.40 号に、ポリエチレンテレフタレートが多いときは 3907.61 号又は 3907.69 号に分類される。

（2）号注 1 の（b）（2）は化学的に変性させた共重合体の分類に関する規定である。これらは考慮される一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在しないときは、変性させてない重合体として同じ号に分類する。つまり、例えば、アセチル化フェノール樹脂（重合体は 39.09 項に分類する。）は、一連の号中に「その他のもの」を定める号がないので、フェノール樹脂として 3909.40 号に分類する。

ポリマーブレンドの分類

号注 1 の最後のパラグラフはポリマーブレンドの分類を示している。これらは、同一比率の同一単量体ユニットから構成される重合体が属する項に属する。

次の例はポリマーブレンドの分類を説明している。

ポリエチレン 96%及びポリプロピレン 4%から構成され、かつ比重が 0.94 を超えるポリマーブレンドは、重合体の 95%以上をエチレン単量体ユニットが占めるのでポリエチレンとして、3901.20 項に分類する。

ポリアミド 6 が 60%及びポリアミド 6, 6 が 40%から構成されるポリマーブレンドはどの重合体の単量体ユニットも全重量のうち 95%以上を占めるものがないので、3908.90 号（「その他の

ものJ) に分類する。

ポリプロピレン 45%、ポリ（ブチレンテレフタレート）42%及びポリ（エチレンイソフタレート）13%から構成されるポリマーブレンドは、2種類のポリエステルを構成する単量体ユニットを合計すると、プロピレンの単量体より重量が多いので、39.07 項に分類する。ポリ（ブチレンテレフタレート）及びポリ（エチレンイソフタレート）の単量体ユニットがポリマーブレンド中の個々の重合体中においてどのように結合しているかは考慮しない。この例において、ポリ（エチレンイソフタレート）の一つの単量体ユニットと、ポリ（ブチレンテレフタレート）のもう一つの単量体ユニットは、ポリ（エチレンテレフタレート）を構成する単量体ユニットと同一である。しかし、ポリエステル単量体ユニットを考える限り、正確な化学量論的な割合において「その他のポリエステル」を構成する単量体ユニットが、ポリ（エチレンテレフタレート）の単量体ユニットよりも多くを占めることから、このポリマーブレンドは 3907.99 号に分類される。

第 1 節 一 次 製 品

39.01 エチレンの重合体（一次製品に限る。）

3901.10－比重が 0.94 未満のポリエチレン

3901.20－比重が 0.94 以上のポリエチレン

3901.30－エチレン－酢酸ビニル共重合体

3901.40－比重が 0.94 未満のエチレン－アルファ－オレフィン共重合体

3901.90－その他のもの

この項には、ポリエチレン及び化学的に変性させたポリエチレン（例えば、塩素化ポリエチレン及びクロロスルホン化ポリエチレン）を含む。また、この項には、エチレンの重合体（例えば、エチレン－酢酸ビニル共重合体及びエチレン－プロピレン共重合体）で、エチレンが最大重量を占めるモノマーユニットであるものを含む（重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照）。

ポリエチレンは、半透明の物質で、広範囲に使用されている。低密度ポリエチレン（LDPE）、すなわち、温度 20 度で比重が 0.94 未満（添加物を含まない重合体を基準として計算した場合）のポリエチレンは、特に食料品用の包装フィルム及び紙、繊維板、アルミニウムはく等の塗布用、電気絶縁材料並びに種々の家庭用品、がん具等の製造用として広く使用する。高密度ポリエチレン（HDPE）は、温度 20 度で比重が 0.94 以上（添加物を含まない重合体を基準として計算した場合）のポリエチレンである。これらは、種々の吹込成形製品、射出成形製品、織った袋、ガソリン及び油の容器の製造、管の押出成形用等に使用する。エチレン－酢酸ビニル共重合体は、スナップで取り付けようになったふた（snap-on cap）、bag-in-box container の内張り及び伸縮性の包装材料にも使用する。この項には、比重が 0.94 未満でアルファ－オレフィン単量体が重量比

で 25%以上 50%未満の直鎖の低密度エチレンーアルファーオレフィン共重合体（LLDPE）も他の共重合体（プラストマー）と同様に含む。

この項には、次の物品を含まない。

（a）この類の注 3（a）の規定に合致しない液状合成ポリエチレン（27.10）

（b）ポリエチレンワックス（34.04）

39.02 プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）

3902.10ーポリプロピレン

3902.20ーポリイソブチレン

3902.30ープロピレンの共重合体

3902.90ーその他のもの

この項には、エチレンを除く全てのオレフィン（すなわち、一以上の二重結合を有する非環式炭化水素）の重合体を含む。この項の重要な重合体は、ポリプロピレン、ポリイソブチレン及びプロピレンの共重合体である。重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの分類については、この類の総説を参照すること。

ポリプロピレンの一般的物性は、高密度ポリエチレンの物性に類似している。ポリプロピレン及びプロピレンの共重合体は、例えば、自動車、機器、家庭用品等の成型部品、包装用フィルム、電線及びケーブルの被覆、食品容器の密閉、塗布し及び積層した物品、精密機器保存用のびん、皿及び容器、化学プラントの導管（ducting）、タンクの内張、配管（piping）、ふさ付きのじゅうたんの裏張り等非常に広範囲に使用する。

ポリイソブチレンは、十分に重合されるとゴムに類似するが、合成ゴムの定義に合致しないので、40 類には属しない。このものは、防水塗料用及び他のプラスチックの変性用として使用する。わずかに重合したポリイソブチレンで、この類の注 3 の規定に合致するものはこの項に含まれる。このものは潤滑油の性質を変えるのに使用する粘稠な液体である。

ただし、この項には、液状の合成ポリイソブチレンその他の液状ポリオレフィンでこの類の注 3（a）の規定に合致しないものを含まない（27.10）。

39.03 スチレンの重合体（一次製品に限る。）

ーポリスチレン

3903.11ー多泡性のもの

3903.19ーその他のもの

3903.20ースチレンーアクリロニトリル（SAN）共重合体

3903.30ーアクリロニトリルーブタジエンスチレン（ABS）共重合体

3903.90ーその他のもの

この項には、ポリスチレン及びスチレンの共重合体を含む。最も重要なスチレンの共重合体は、スチレンーアクリロニトリル (SAN) 共重合体、アクリロニトリルーブタジエンスチレン (ABS) 共重合体及びスチレンーブタジエン共重合体である。ブタジエンを主体とする大部分のスチレンーブタジエン共重合体は 40 類の注 4 の規定に該当するもので、合成ゴムとして 40 類に属する。重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定についてはこの類の総説を参照すること。

多泡性でないポリスチレンは、無色、透明、熱可塑性の物質で、電気、無線工業において広範囲に使用する。これらは、例えば、食料品や化粧品の包装における包装材としての応用もある。また、がん具、時計のキャビネット及び蓄音機用のレコードの製造にも使用する。

多泡性 (cellular) ポリスチレンは発泡工程で生ずるガスを含み、かさ密度が低い。これらは冷蔵庫の戸、空気調節機のハウジング、低温保管設備、冷凍陳列キャビネットの断熱材として又は建設工業において広範囲に使用する。なお、使い捨て容器及び食品の配膳用製品としても使用する。

スチレンのある種の化学的に変性させた共重合体はイオン交換体である (39. 14)。

スチレンーアクリロニトリル (SAN) 共重合体は、高い引張強さ、良好な成型性及び耐薬品性があり、コップ、タンブラー、タイプライターのキー、冷蔵庫の部分品、オイルフィルターボール及び台所用品の製造に使用する。アクリロニトリルーブタジエンスチレン (ABS) 共重合体は、高い耐衝撃性と耐候性を有し、自動車車体の部分品及び附属品、冷蔵庫の戸、電話機、びん、靴のかかと、機械のケース、水道管、建築用パネル、船舶等の製造に使用する。

39. 04 塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）

3904. 10ーポリ（塩化ビニル）（他の物質と混合してないものに限る。）

ーその他のポリ（塩化ビニル）

3904. 21ー可塑化してないもの

3904. 22ー可塑化したもの

3904. 30ー塩化ビニルー酢酸ビニル共重合体

3904. 40ーその他の塩化ビニルの共重合体

3904. 50ー塩化ビニリデンの重合体

ーふっ素系重合体

3904. 61ーポリテトラフルオロエチレン

3904. 69ーその他のもの

3904. 90ーその他のもの

この項には、ポリ（塩化ビニル）(PVC)、塩化ビニルの共重合体、塩化ビニリデンの重合体、ふっ素系重合体その他のハロゲン化オレフィンの重合体を含む（重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定についてはこの類の総説を参照）。

PVC は、限られた熱安定性及び加熱すると金属表面に付着する傾向を有する堅い、無色の物質である。このため及びその他の理由から、使い易いプラスチックにするためにしばしば安定剤、可塑剤、伸展剤、充てん料等を添加することが必要である。柔軟性のあるシート状の PVC は、カーテン、エプロン、レインコート等の防水材料として、また室内装飾用品用の高級人工皮革及びあらゆる種類の旅客輸送機関の室内装飾に広く使用されている。堅い PVC シートは化学プラント設備におけるカバー、導管、タンクの内張りその他多くの品目の製造に使用されている。PVC 床タイルもよく知られている。

塩化ビニルの最も重要な共重合体は、塩化ビニル-酢酸ビニル共重合体で、主として蓄音機のレコード及び床材に使用する。

塩化ビニリデンの共重合体は、食料品の包装、室内装飾用品、繊維、ブラシ等の毛及びラテックス塗料並びに化学処理設備のパイプの製造に広く使用する。

ポリテトラフルオロエチレン (PTFE) は、最も重要なふっ素系重合体の一つで、電気、化学、機械工業に幅広く使用されている。その高い作用温度のため優れた絶縁材料となり、また、薬品に対する抵抗性のため殆ど破壊されない。

その他のふっ素系重合体には、塩化三ふっ化エチレンの重合体、ポリ（ふっ化ビニリデン）等を含む。

39.05 酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）

－ポリ（酢酸ビニル）

3905.12－水に分散しているもの

3905.19－その他のもの

－酢酸ビニルの共重合体

3905.21－水に分散しているもの

3905.29－その他のもの

3905.30－ポリ（ビニルアルコール）（加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）

－その他のもの

3905.91－共重合体

3905.99－その他のもの

この項には、39.04 項の物品以外の全てのビニル重合体を含む。ビニル重合体とは、その単量体が $\text{CH}_2=\text{CHX}$ （ただし、 $\text{C}-\text{X}$ 結合は炭素-炭素結合でも炭素-水素結合でもないもの）の式を有するものである。したがって $\text{C}-\text{X}$ 結合が炭素-炭素結合であるポリビニルケトン、含まない（39.11）。

酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体では、ポリ（酢酸ビニル）が最も重要なものであるが、これは柔らかすぎて弾性があるため製品の製造には適さない。これらは一般にラッカー、

塗料、接着剤、紡織用繊維の仕上げ剤及び浸せき剤等の調製のために使用する。ポリ（酢酸ビニル）の溶液及びディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）は、例えば、接着剤として使用する。

ポリ（ビニルアルコール）は、通常ポリ（酢酸ビニル）の加水分解によって得られる。ポリ（ビニルアルコール）は、加水分解してない酢酸ビニル基の含有量により多くの品質のものがある。これらはすぐれた乳化剤及び分散剤で、保護コロイド、接着剤、結合剤及びペイントの粘度付与剤、医療用品、化粧品及び紡織用繊維に使用する。ポリ（ビニルアルコール）から製造した繊維は、下着、毛布、衣服等の製造に適している。

ポリ（ビニルアセタール）は、ポリ（ビニルアルコール）とホルムアルデヒド若しくはブチルアルデヒドのようなアルデヒドとの反応又はポリ（酢酸ビニル）とアルデヒドとの反応によって得られる。

その他のビニル重合体には、ポリ（ビニルエーテル）、ポリ（ビニルカルバゾール）及びポリ（ビニルピロリドン）を含む。

重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定についてはこの類の総説参照のこと。

39.06 アクリル重合体（一次製品に限る。）

3906.10－ポリ（メタクリル酸メチル）

3906.90－その他のもの

アクリル重合体とは、アクリル酸及びメタクリル酸、これらの塩及びエステル並びにこれらのアルデヒド、アミド及びニトリルの重合体を含む。

ポリ（メタクリル酸メチル）は、このカテゴリーのなかでは最も重要な重合体である。その優れた光学的特性及び物理的強度を有するため、光沢材料として、戸外の標識その他の表示用製品、義眼、コンタクトレンズ又は人造義歯の製造に使用する。

アクリロニトリルの重合体は、合成繊維の製造に使用する。

重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定についてこの類の総説を参照すること。

この項には、次の物品を含まない。

（a）イオン交換体であるアクリル重合体（39.14）

（b）40類注4の規定に合致するアクリロニトリルの共重合体（40類）

39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）

3907.10－ポリアセタール

－その他のポリエーテル

3907. 21－ビス（ポリオキシエチレン）メチルホスホネート

3907. 29－その他のもの

3907. 30－エポキシ樹脂

3907. 40－ポリカーボネート

3907. 50－アルキド樹脂

－ポリ（エチレンテレフタレート）

3907. 61－粘度数が1グラムにつき78ミリリットル以上のもの

3907. 69－その他のもの

3907. 70－ポリ乳酸

－その他のポリエステル

3907. 91－不飽和のもの

3907. 99－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) ポリアセタール：アルデヒド（通常、ホルムアルデヒド）から得た重合体で重合鎖中にアセタール官能基が存在することで特徴づけられる。これらはアセタール基が重合鎖上に置換されている 39.05 項のポリビニルアセタールと混同してはならない。このグループのプラスチックには、アセタール共重合体を含む。これは、リングベアリング、カム、自動車用計器の収用箱、ドアのつまみ、ポンプのインペラー、靴のかかと、機械式玩具、鉛管類の取付具等に使用するもので、工業用プラスチックとみなされている。
- (2) その他のポリエーテル：エポキシド、グリコールその他類似の物質から得た重合体で、重合鎖にエーテル官能基が存在することで特徴づけられる。これらは、エーテル官能基が重合鎖上の置換基となっている 39.05 項のポリビニルエーテルと混同してはならない。このグループの中で最も重要なのはポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）、ポリオキシプロピレン及びポリフェニレンオキシド（PPO）（より正確にはポリ（ジメチルフェニレンオキシド）と呼ばれる。）である。これらの物品は、種々の用途があり、ポリフェニレンオキシドはポリアセタールと同様に工業用プラスチックとして使用され、ポリオキシプロピレンはポリウレタンフォームの中間体として使用する。

この項には、また、29 類（1 節から 10 節まで並びに 29.40 項及び 29.42 項）の物品のペグ（ポリエチレングリコール（PEG））化誘導体を含む。

ペグ化された物品で、そのペグ化されていないものが 29 類（29.36 項から 29.39 項まで及び 29.41 項）又は 30 類のいずれかに属するものは、この項には含まれず、一般に、ペグ化されていない物品と同じ項に属する。

- (3) エポキシ樹脂：この重合体は、例えば、エピクロルヒドリン（1-クロロ-2,3-エポキシプロパン）とビスフェノールA（4,4'-イソプロピリデンジフェノール）、ノボラック（フェノール性）樹脂その他のポリヒドロキシ化合物との縮合又は不飽和重合体のエポキシ化によって得られる。重合体の基本構造にかかわらず、これらの樹脂は、使用の際に例えば、ア

ミノ化合物、有機酸又は酸無水物、三ふっ化ほう素複合体又はある種の有機重合体の添加によって使用の際に容易に架橋されうる反応性のエポキシ基の存在により特徴づけられる。

エポキシ樹脂は、低粘度の液体から高融点の固体までの範囲のものがあり、表面塗布剤、接着剤、成型用又は鑄造用樹脂等として使用する。

エポキシ化した動物性又は植物性油脂は、15.18 項に属する。

(4) ポリカーボネート：例えば、ビスフェノール A とホスゲン（塩化カルボニル）又はジフェニルカーボネートとを縮合することにより得た重合体で、重合鎖に炭酸エステル官能基が存在することで特徴づけられる。これらは、特に成型製品及び光沢剤として多くの工業的用途がある。

(5) ポリエステル：これらポリマーの特徴は、重合鎖中にカルボキシエステル官能基が存在することであり、これらのポリマーは、例えば、多価アルコールとポリカルボン酸との縮合によって得られる。したがって、これらの重合体は、エステル基が重合鎖上の置換基である 39.05 項のポリビニルエステル及び 39.06 項のポリアクリル酸エステルとは区別される。ポリエステルには、次の物品を含む。

(a) アルキド樹脂：多価アルコールと多官能酸又はこれらの無水物（少なくともこれらの一つは、一部又は全部に三以上の官能基を有していなければならない。）とから成る重縮合体で、脂肪酸、動物性又は植物性の油、単一官能の酸又はアルコール、ロジンのような他の物質で変性させたものである。これらのものには、油を含まないアルキド（下記（e）項参照）を含まない。これらの樹脂は、主として塗料及び高級ワニスに使用し、通常粘稠状又は溶液で供給される。

(b) ポリアリルエステル：アリルアルコールと二塩基酸とのエステル（例えば、ジアリルフタレート）から得た特殊な不飽和ポリエステル（「不飽和」については下記（e）項参照）である。これらは積層用接着剤、塗料、ワニス及びマイクロ波の透過を必要とする物品に使用する。

(c) ポリ（エチレンテレフタレート）（PET）：通常テレフタル酸をエチレングリコールでエステル化した重合体又はジメチルテレフタレートとエチレングリコールとの反応によって得た重合体である。繊維用繊維としての非常に重要な用途のほか、例えば、包装用フィルム、記録用テープ、清涼飲料用ボトルに使用する。

粘度数が 1 グラムにつき 78 ミリリットル以上のポリ（エチレンテレフタレート）は、ボトルの製造に使用される。

1 グラムにつき 78 ミリリットル以上の粘度数は、1 グラムにつき 0.7 デシリットル以上の固有粘度数に相当する。

粘度数は ISO 規格 1628-5 に従って計算する。

(d) ポリ乳酸：ポリラクタイドとしても知られている。通常、乳酸を合成又は発酵して製造する（この方法は、主に単糖類（ヘキソース）若しくは容易に単糖類（ヘキソース）とすることが可能な混合物を原料としている。例えば、糖類、糖みつ、てん菜搾汁、亜硫酸水溶液、ホエイ及びでん粉）。乳酸は環式のラクタイド二量体に変換され、その環状構造は、最終重合段階で開環する。繊維用繊維、容器の材料及び医療用途として用いら

れている。

(e) その他のポリエステル：これらには、不飽和のもの及び飽和のものがある。不飽和ポリエステルは、十分なエチレン性不飽和を有するもので、エチレン性不飽和を含む単量体と容易に架橋し（又はすでに架橋している。）、熱硬化性樹脂を形成する。

不飽和ポリエステルには、ポリアリルエステル（上記（b）参照）及び不飽和酸（例えばマレイン酸又はフマル酸）をもととしたその他のポリエステル（油を含まないアルキドを含む。）を含む。これらの物品は、通常、液状プレポリマーの形状で、主としてガラス繊維で補強した積層版及び鋳型用の透明な熱硬化性物品の製造に使用する。

飽和ポリエステルには、テレフタル酸をもととした重合体、例えば、ポリ（ブチレンテレフタレート）及び油を含まない飽和させたアルキド樹脂を含む。これらは主として紡織用繊維の糸及びフィルムに使用する。

重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定についてはこの類の総説を参照すること。

39.08 ポリアミド（一次製品に限る。）

3908.10－ポリアミド－6、－11、－12、－6，6、－6，9、－6，10又は－6，12

3908.90－その他のもの

この項には、ポリアミド及びその共重合体を含む。線状ポリアミドはナイロンとして知られている。

ポリアミドは、二塩基性有機酸（例えば、アジピン酸、セバシン酸）とジアミンとの縮合重合若しくはある種のアミノ酸（例えば、11－アミノウンデカン酸）の縮合重合又はラクタム（例えば、イプシロン－カプロラクタム）の転位重合によって得られる。

重要なナイロンタイプのポリアミドには、ポリアミド－6、ポリアミド－11、ポリアミド－12、ポリアミド－6，6、ポリアミド－6，9、ポリアミド6，10及びポリアミド－6，12がある。

非線状ポリアミドの例としては、二量化した植物性オイルアシッドとアミンとの縮合物がある。

ポリアミドは、高い引張強度及び耐衝撃性を有する。また、特に芳香族及び脂肪族の炭化水素、ケトン並びにエステルに対しすぐれた耐薬品性を有している。

紡織用繊維としての用途のほかに、ポリアミドは成型用の熱可塑性プラスチックとして広く利用されている。ポリアミドは、塗料、接着剤、包装用フィルムとしても使用する。溶剤に溶解した状態では、ラッカーとしての特殊用途がある。

重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。

39.09 アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）

3909.10－尿素樹脂及びチオ尿素樹脂

3909. 20ーメラミン樹脂

ーその他のアミノ樹脂

3909. 31ーポリ (メチレンフェニルイソシアナート) (粗MDI 又はポリメリックMDI)

3909. 39ーその他のもの

3909. 40ーフェノール樹脂

3909. 50ーポリウレタン

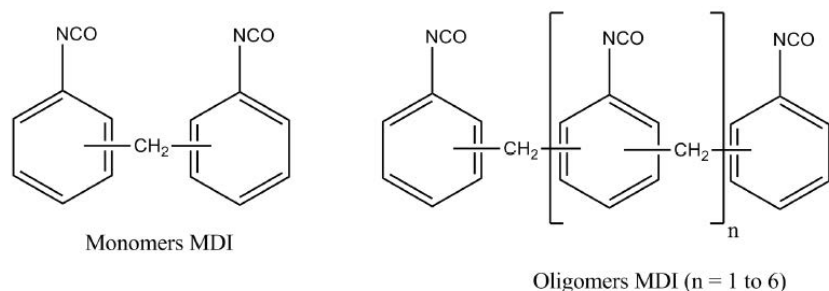
この項には、次の物品を含む。

(1) アミノ樹脂

これらは、アミン又はアミドとアルデヒド (ホルムアルデヒド、フルフラール等) との縮合によって得られる。最も重要なものは、尿素樹脂 (例えば、尿素ーホルムアルデヒド)、チオ尿素樹脂 (例えば、チオ尿素ーホルムアルデヒド)、メラミン樹脂 (例えば、メラミンーホルムアルデヒド) 及びアニリン樹脂 (例えば、アニリンーホルムアルデヒド) である。

これらの樹脂は、透明、半透明又は明るい色で着色したプラスチック製品の製造に使用し、またテーブル、装飾製品及び電気用物品の成型に多く使用する。溶解しているもの及びディスパーション (乳化し又は懸濁しているもの) (油、脂肪酸、アルコール又はその他の合成重合体で変性させてあるかないかを問わない。) の状態で、膠 (こう) 着剤又は紡織用繊維の仕上げ剤等として使用される (膠 (こう) 着剤の分類については、この類の総説の除外規定 (b) を参照)。

ポリ (メチレンフェニルイソシアナート) (しばしば粗MDI、ポリメリックMDI 又はポリ (ジフェニルメタン) ジイソシアナートと呼ばれる。) は、不透明、暗褐色から透明、明褐色の液体で、(メチレンフェニルアミン) オリゴマーの混合物を形成するためのアニリンとホルムアルデヒドの反応に続き、ホスゲンと反応させ、遊離イソシアナート官能基を形成するための加熱により合成される。この生成物は、アニリンとホルムアルデヒドの化学的に変性したポリマー (化学的に変性したアミノ樹脂の一つ) である。これは、ピュアMDI 及びMDI オリゴマーの混合物を含む。化学構造式については、下記を参照すること。



ポリアミン樹脂 (例えば、ポリ (エチレンアミン)) は、アミノ樹脂といえず、この類の注 3 の規定に該当する場合、39. 11 項に属する。

(2) フェノール樹脂

このグループは、フェノール、その同族体 (クレゾール、キシレノール等) 又はフェノール類の置換体とホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、フルフラール等のようなアルデヒド

との縮合によって得られた広い範囲の樹脂状物質を含む。生成物の特性は、反応条件及び他の物質と導入することにより変性させてあるかないかによって変わる。

このグループには、次の物品を含む。

- (a) ノボラック樹脂：これは永久的に可融性で、かつ、アルコールその他の有機溶剤に可溶。酸性の条件下で製造される。これらはワニス及びモルディングパウダー等の調製に使用する。
- (b) 熱硬化性フェノール樹脂：これはアルカリ性の条件下で得られる。合成工程では、連続的な範囲の物品が得られる。最初にワニスのベースや含浸剤等として使用する液状、ペースト状又は固体状のレゾール、次にモルディングパウダーの形状をしたレジトール、最後に完全な反応後、一般に 39.16 項から 39.26 項までに属する板、シート、積層板、棒、管その他の製品のようなほとんど最終の形状になったレジットが得られる。
この種類のある樹脂は、イオン交換体であり、39.14 項に該当する。
- (c) 油溶性フェノール樹脂（乾性油に可溶）：この樹脂は、ブチルフェノール、アミルフェノール、パラヒドロキシジフェニルその他のフェノール置換体から得られる。これらは主としてワニスの調製に使用する。
- (d) 上記 (a)、(b) 及び (c) に規定する樹脂をもととした物品で、乾性油に対する溶解性を改良するために、ロジンその他の天然樹脂、合成樹脂（特にアルキド樹脂）、植物油、アルコール、有機酸その他の化学品を使用して変性させたもの。これらの物品は、ワニス又はペイントの調製、表面塗装剤及び含浸剤として使用する。

(3) ポリウレタン

この種類には、多官能イソシアナートと、例えば、ひまし油、ブタン-1, 4-ジオール、ポリエーテルポリオール、ポリエステルポリオール等のポリヒドロキシ化合物との反応によって生成される全ての重合体を含む。ポリウレタンは種々の形状で存在するが、その最も重要なのは発泡体、エラストマー及び塗料である。これらはまた接着剤、成型用配合品及び繊維としても使用する。

このグループは、ポリウレタンと未反応の多官能性のジイソシアナートとの混合物（例えば、トルエンジイソシアナート）も含む。

重合体（共重合体を含む）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。

39.10 シリコーン（一次製品に限る。）

この項のシリコーンは、分子内に二以上のけい素-酸素-けい素結合を含み、かつ、けい素原子に直接けい素-炭素の形で結合している有機の基を含む化学的に単一でない物品である。

これらは、高い安定性を有し、液状、半固体状又は固体状のものがああり、シリコーン油、シリコーングリース、シリコーン樹脂及びシリコーンエラストマーを含む。

- (1) シリコーン油及びシリコーングリースは高温又は低温で安定性のある潤滑剤、撥水用含浸

剤、誘電剤、消泡剤及び離型剤等として使用する。シリコングリース又はシリコン油を含む混合物から成る潤滑油調製品の場合は、27.10 項又は 34.03 項に属する（当該項の解説参照）。

(2) シリコン樹脂は主として高温度での安定性が要求されるワニス、絶縁塗料又は防水塗料の製造に使用する。シリコン樹脂は、また補強材料としてガラス繊維、石綿又は雲母を使用した積層品の調製、柔軟成型及び電気部品の封入に使用する。

(3) シリコンエラストマーは、40 類の合成ゴムの定義に合致しないが、高温又は低温で変化しない伸張性を有する。この性質は高温又は低温で使用される機器のワッシャーその他のパッキングの製造に適している。医療分野における応用は、脳水腫の場合に使用する自動脳バルブの製造である。

重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。

この項には、34 類の注 3 の条件に合致するシリコンを含まない（34.02）。

39.11 石油樹脂、クマロンーインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注 3 のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

3911.10—石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロンーインデン樹脂及びポリテルペン

3911.20—ポリ（1，3－フェニレンメチルホスホン酸）

3911.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) 石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロンーインデン樹脂及びポリテルペンは、それぞれ十分に分解した石油留分、コールタール又はテレピン油その他の種類のテルペンから得た多少とも不純な分画物を重合することによって得たもので、低重合度の一群の樹脂である。これらは、接着剤及び塗料に使用するほか、ゴム又はプラスチックに軟化剤（例えば、床タイル用）として混合される。

(2) ポリ硫化物は、例えば、ポリ（フェニレンスルフィド）のように重合鎖中にモノスルフィド結合が存在することで特徴づけられる重合体である。ポリ硫化物のそれぞれの硫黄原子は両側とも炭素原子と結合しており、硫黄－硫黄結合を有する 40 類のチオプラストとは異なっている。ポリ硫化物は、塗料及び航空機部品、自動車部品、ポンプの羽根車等の成型製品に使用される。

(3) ポリスルホンは重合体鎖中にスルホン結合が存在することで特徴づけられる重合体で例えば、ビスフェノール A（4，4’－イソプロピリデン－ジフェノール）のナトリウム塩とビス（4－クロロフェニル）スルホンとを反応することにより得た物品である。これらのものは、電気部品及び家庭用機器等に使用する。

(4) イソシアナート基を有する重合体（他に該当するものを除く。）

(a) ヘキサメチレンジイソシアナート（HDI）を基としたポリウレタン（単量体ユニッ

トの平均数が3～4のプレポリマーが生成するように水とHD Iの反応により合成したもの)：この生成物は、塗料及びワニスの製造に用いられる。

(b) ヘキサメチレンジイソシアナート (HD I) を基としたポリイソシアヌレート (単量体ユニット間にイソシアヌレート結合を持つプレポリマーを生成するようにHD Iを反応し合成したもの)：このプレポリマーの単量体ユニットの平均数は3～5である。この生成物は、塗料及びワニスの製造に用いられる。

(5) この類の注3の他の物品には、ポリキシレン樹脂、ポリ (1, 4-ジイソプロピルベンゼン)、ポリビニルケトン、ポリエチレンイミン及びポリイミドを含む。

重合体 (共重合体を含む。)、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。

39.12 セルロース及びその化学的誘導体 (一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)

—酢酸セルロース

3912.11—可塑化してないもの

3912.12—可塑化したもの

3912.20—ニトロセルロース (コロジオンを含む。)

—セルロースエーテル

3912.31—カルボキシメチルセルロース及びその塩

3912.39—その他のもの

3912.90—その他のもの

(A) セルロース

セルロースは、植物質の固体組織を形成している高分子量の炭水化物であり、綿にほぼ純粋な形で含まれている。一次製品で他の項に該当しないセルロースは、この項に属する。

再生セルロースは、通常、セルロースキサンテートのアルカリ溶液を酸性溶液中に押出した時、沈殿及び凝集によって得られた光沢のある透明な物質である。セルロースは、通常 39.20 項及び 39.21 項に属する薄くて透明なシートの形状か又は 54 類若しくは 55 類の紡織用繊維のフィラメントの形状である。

バルカナイズドファイバーは、紙又はセルロースパルプのシートを塩化亜鉛で処理することによって得られ、一般に棒、管、シート、板又はストリップの形状をしているので、この項には属しない (一般に 39.16、39.17、39.20 及び 39.21)。

(B) セルロースの化学的誘導体

このグループには、セルロースの化学的誘導体を含む。これらはプラスチック製造原料としてのみならず他の用途にも供する。

主なセルロースの化学的誘導体には、次の物品がある (可塑化してあるかないかを問わない。)

- (1) 酢酸セルロース：これらはセルロース（通常、コットンリンター又は化学木材パルプの溶解用のもの）と無水酢酸及び酢酸を触媒（例えば、硫酸）の存在下で処理することにより得られる。可塑剤を添加すると難燃性で射出成形に適したプラスチックとなる。これらは通常、粉末、粒状又は溶液の形状で提示される。シート、フィルム、棒、管等の形状で提示された酢酸セルロースは含まない（通常 39. 16、39. 17、39. 20 及び 39. 21）。
- (2) 硝酸セルロース（ニトロセルロース）：これらの物品は、セルロース（通常、コットンリンター）を硝酸と硫酸の混合物で処理することによって得られる。これらは非常に引火性があり、硝化度の高い種類（綿火薬）は爆薬に使用する。保安上の理由からアルコール（通常はエチルアルコール、イソプロピルアルコール又はブチルアルコール）で湿らせるか又はフタル酸エステルで湿らせるか若しくは可塑化して輸送しなければならない。アルコールの存在下で、しょう腦によって可塑化された硝酸セルロースはセルロイドである。セルロイドは、通常、シート、フィルム、棒又は管その他の押出された形状をしているので、この項から除かれる（通常、39. 16、39. 17、39. 20 又は 39. 21）。セルロイドは射出成形には適さないので、モーディングパウダーとして供されることはない。
- その他の種類の可塑剤と混合した硝酸セルロースは、ワニスのベースとして広く使用する。この目的のために乾燥状態のもの及びペースト状態のものとして提示されることがある。エーテル（ジエチルエーテル）とアルコール（エタノール）の混合物に硝酸セルロースを溶かした溶液は、この項に属するコロジオン（collodions）である。この溶液を部分的に蒸発すると、固体状のセロイジンが得られる。
- (3) 酢酸酪酸セルロース及びプロピオン酸セルロース：これらは、酢酸セルロースによって形成されたプラスチックと同じ一般的性質を有するプラスチックを形成するセルロースエステルである。
- (4) セルロースエーテル：最も重要なものは、カルボキシメチルセルロース、メチルセルロース及びヒドロキシエチルセルロースである。これらは水溶性で、粘度付与剤又は膠（こう）着剤（膠（こう）着剤の所属の決定については、この類の総説、除外規定（b）参照）として使用する。商業的に重要なその他のセルロースエーテルには、軽量プラスチックであるエチルセルロースがある。

セルロースから化学的に誘導させたプラスチックは、一般に可塑剤の添加が必要である。

重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。

39. 13 天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

3913. 10－アルギン酸並びにその塩及びエステル

3913. 90－その他のもの

次の物品は、この項のいくつかの主要な天然重合体又は変性させた天然重合体である。

(1) アルギン酸並びにその塩及びエステル

ポリ（ウロン酸）の一種であるアルギン酸は、褐藻類（*phaeophyta*）をアルカリ溶液中に浸せきして抽出される。この抽出物を無機酸で沈殿させるか又はこの抽出物を粗製アルギン酸カルシウムとした後無機酸で処理すると高純度のアルギン酸が得られる。

アルギン酸は水に不溶性であるが、そのアンモニウム塩及びアルカリ金属塩は、冷水に容易に溶けて粘稠な溶液となる。粘稠溶液を形成する性質は、原料とアルギン酸塩の純度によって異なる。水溶性アルギン酸塩は、例えば、製薬工業、食品工業、繊維工業及び製糸工業において粘度付与剤、安定剤、ゲル化剤及びフィルム形成剤として使用する。

これらの物品は、保存剤（例えば、安息香酸ナトリウム）を含有していてもよく、またゲル化剤（例えば、カルシウム塩）、遅延剤（retarders、例えば、りん酸塩、くえん酸塩）、促進剤（例えば、有機酸）及び調整剤（regulators、例えば、しょ糖、尿素）などの添加により標準化されていてもよい。ただし、添加物によって一般的な用途よりむしろ特殊な用途に特に適するようになった物品であってはならない。

これらのエステルの中には、食料品等に使用されるアルギン酸プロピレングリコールがある。

(2) 硬化たんぱく質

たんぱく質は、動物、植物又は微生物に由来する非常に高分子量の含窒素化合物である。これらは、プラスチックに加工するのに適している。この項には、これらを硬化するために処理された全てのたんぱく質を含む。商業的に重要なものは少ない。

硬化たんぱく質は、通常、規則正しい形状の塊、シート、棒又は管の形状である。これらの形状のものはこの項に属しない（一般に 39.16 項、39.17 項、39.20 項及び 39.21 項）。

(3) 天然ゴムの化学的誘導体

天然ゴムは、一種の高重合体で、化学的処理によって可塑性を有するある種の物質を形成する。

これらには、次の物品を含む。

(a) 塩素化ゴム：これは通常小さい白い粒である。使用後に大気及び化学的な劣化に対し抵抗性のある被膜を形成するペイント及びワニスの調製に使用される。

(b) 塩酸ゴム：一般に包装用であり、可塑化されたものは保護衣服用に供する。

(c) 酸化ゴム：触媒の存在下で加熱されたゴムを酸化することによって得られる。ある種のワニスに使用する樹脂状の物質である。

(d) 環化ゴム：ゴムを、例えば、硫酸、クロロスルホン酸又はクロロすず酸で処理することによって得られる。このものは硬さの異なる一連の物品を生成し、ペイントの調製の際のベース、防水塗料、また、ある程度の硬さのものは、成型品の製造に使用する。

(4) デキストラン、グリコーゲン（「動物性でん粉」）及びキチン並びにリグニンから得られたプラスチック

この項には、また、でん粉の分別により得られた単離したアミロペクチン及び単離したアミロースを含む。

重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 変性させてない天然樹脂 (13. 01)
- (b) エーテル化又はエステル化したローカストビーン又はグアシードの胚乳粉 (13. 02)
- (c) リノキシシ (15. 18)
- (d) ヘパリン (30. 01)
- (e) エーテル化でん粉及びエステル化でん粉 (35. 05)
- (f) ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体（エステルガム及びランガムを含む。） (38. 06)

39. 14 第 39. 01 項から第 39. 13 項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）

この項のイオン交換体は、架橋した重合体であり、一般に粒状で活性イオン基（通常、スルホン基、カルボキシル基、フェノール基及びアミノ基）を有する。これらの活性イオン基は、重合体を電解質の溶液に接触させた時、重合体自身のイオン型の一つを溶液に含まれているイオン（同じ符号のもの、陽性又は陰性のもの）の一つと交換することが可能である。これらは水の軟化、牛乳の軟化、クロマトグラフィー、酸性溶液からのウランの回収及び培養液からストレプトマイシンの回収並びに種々のその他の工業用目的に使用する。

最もよく知られたイオン交換体には、化学的に変性させたスチレンージビニルベンゼン共重合体、アクリル重合体又はフェノール樹脂がある。

この項には、この項のイオン交換体を充てんしたイオン交換カラムを含まない (39. 26)。

第 2 節

くず、半製品及び製品

39. 15 プラスチックのくず

- 3915. 10ーエチレンの重合体のもの
- 3915. 20ースチレンの重合体のもの
- 3915. 30ー塩化ビニルの重合体のもの
- 3915. 90ーその他のプラスチックのもの

この項の物品は、破損又は使い古したプラスチックの製品で明らかに本来の目的に使用できないもの及び製造過程におけるくず（削りくず、ダスト、切りくず等）を含む。ある種のくずは、成型材料、ワニスのベース又は充てん料等として再利用できる。

ただし、この項には、単一の熱可塑性材料のくずで、一次製品の形状にしたものを含まない

(39.01 から 39.14 まで)。

単一の熱硬化性材料のくず又は共に混合した二種類以上の熱可塑性材料のくずは、たとえ一次製品の形状になっていてもこの項に含まれる。

この項には貴金属又は貴金属化合物を含有し、主に貴金属を回収するために用いる種類のプラスチックのくず、削りかす及びクラップを含まない (71.12)。

39.16 プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が1ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）

3916.10－エチレンの重合体のもの

3916.20－塩化ビニルの重合体のもの

3916.90－その他のプラスチックのもの

この項には、単繊維で横断面の最大寸法が1ミリメートルを超えるもの、棒及び型材を含む。これらは単一作業（一般には押出成形）により長尺のものが得られ、一方の端から他方の端まで一定の又は繰り返しの横断面をもっている。中空の型材は 39.17 項の管及びホースの横断面とは異なる横断面をもっている（この類の注8参照）。

この項には、また横断面の最大寸法を超える長さに単に切ったもの及び表面加工を行ったもの（磨いたもの、つや消し仕上げをしたもの等）を含むが、その他の加工を行ったものは含まない。窓枠のシーリング用に使われる接着面をもつ型材は、この項に属する。

横断面の最大寸法を超えない長さに切ったもの及びその他の加工を行ったもの（穴あけしたもの、フライス削りをしたもの、のりづけ又は縫製で組合せたもの等）はこの項に含まれない。これらはこの表の他の項に特掲されていない限り、39.18 項から 39.26 項までの製品としてその所属を決定する。

他の材料と結合したプラスチックの単繊維、棒及び型材の所属の決定については、この類の総説を参照すること。

39.17 プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）

3917.10－硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）

－管及びホース（硬質のものに限る。）

3917.21－エチレンの重合体製のもの

3917.22－プロピレンの重合体製のもの

3917.23－塩化ビニルの重合体製のもの

3917.29－その他のプラスチック製のもの

－その他の管及びホース

3917. 31ーフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が 27.6 メガパスカル以上のものに限る。）

3917. 32ーその他のもの（継手なしのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）

3917. 33ーその他のもの（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）

3917. 39ーその他のもの

3917. 40ー継手

この類の注 8 により、「管及びホース」とは次の物品をいう。

（i）中空の物品（半製品であるか又は完成品であるかないかを問わない。）で、主として気体又は液体の運搬用又は配送用に供するもの（例えば、リブ付きの庭用ホース、穴あき管）をいうものとし、内部の横断面が円形、だ円形、長方形（長さが幅の 1.5 倍以下のものに限る。）又は正多角形の形状のものに限る。

（ii）ソーセージケーシング（縛っているかいないか又は更にその他の加工をしているかいないかを問わない。）その他の扁平な管

この項には、管及びホース用のプラスチック製の継手（例えば、ジョイント、エルボー、フランジ等）を含む。

管、ホース及び継手には、硬質のもの又は軟質のものがあり、また補強したもの、その他の材料と組み合わせているものがある（他の材料と組み合わせたプラスチック製の管等の所属の決定については、この類の総説を参照）。

39. 18 プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないか問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注 9 のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材

3918. 10ー塩化ビニルの重合体製のもの

3918. 90ーその他のプラスチック製のもの

この項の前段には、ロール状又はタイル状の床用敷物として通常使用するタイプのプラスチック製のものを含む。接着性を有する床用敷物はこの項に属することに注意すべきである。

この項の後段は、この類の注 9 の範囲のもので、プラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材を含む（織物で裏打ちしたものを含む。）。プラスチックを塗布し又は被覆した壁紙その他これに類する紙製の壁面被覆材は含まない（48. 14）。

この項には、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でない製品を含むことに注意しなければならない（7 部の注 2 参照）。

39.19 プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）

3919.10ーロール状のもので、幅が20センチメートル以下のもの

3919.90ーその他のもの

この項には、39.18 項の床用敷物、壁面被覆材及び天井被覆材を除き、全てのプラスチック製のへん平な形状の物品を含む（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）。ただし、圧力により接着性を有する（pressure-sensitive）へん平な形状の物質に限る。すなわち濡らしたり又他の添加物を加えたりすることなく室温で永続的な接着性（片面又は両面に）を有するもの及び指や手の圧力以上の圧力を必要とせずに単に接触するのみで種々の異なる表面に強固に接着するものである。

この項には、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でない製品を含むことに注意しなければならない（7部の注2参照）。

39.20 プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）

3920.10ーエチレンの重合体製のもの

3920.20ープロピレンの重合体製のもの

3920.30ースチレンの重合体製のもの

ー塩化ビニルの重合体製のもの

3920.43ー可塑剤を全重量の6%以上含むもの

3920.49ーその他のもの

ーアクリル重合体製のもの

3920.51ーポリ（メタクリル酸メチル）製のもの

3920.59ーその他のもの

ーポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの

3920.61ーポリカーボネート製のもの

3920.62ーポリ（エチレンテレフタレート）製のもの

3920.63ーその他の不飽和ポリエステル製のもの

3920.69ーその他のポリエステル製のもの

ーセルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの

3920.71ー再生セルロース製のもの

3920.73ー酢酸セルロース製のもの

3920.79ーその他のセルロース誘導体製のもの

ーその他のプラスチック製のもの

3920.91ーポリ（ビニルブチラル）製のもの

3920.92ーポリアミド製のもの

3920.93ーアミノ樹脂製のもの

3920.94ーフェノール樹脂製のもの

3920.99ーその他のプラスチック製のもの

この項には、39.18 項又は 39.19 項の物品を除きプラスチックの板、シート、フィルム、はく及びストリップ（補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）を含む。

この項には、また、平均の長さが約 1 ミリメートルで一般に 50% の水分を含有する凝集していないポリエチレン又はポリプロピレンの繊維（原繊維（fibrils））のシートから成る合成紙パルプを含む。

この項には、補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法によりプラスチック以外の材料と組み合わせたものを含まない（39.21）。この場合「これらに類する方法によりプラスチック以外の材料と組み合わせたもの」とは、プラスチックの強度を高めるプラスチック以外の材料とプラスチックとの組み合わせでなければならない（例えば、金属網、ガラス繊維、鉱物性繊維、ウイスキー又はフィラメントを埋め込んだもの。）。

しかしながら、粉状、粒状、球状又はフレーク状の充てん料を混ぜ合わせたプラスチックから作られた製品はこの項に分類される。さらにまた、着色、印刷（第 7 部注 2 に規定するもの）、金属の真空蒸着のような重要でない表面処理は、この項における補強又はこの項のこれらに類する方法による組み合わせとはみなさない。

この項は、また、多泡性のもの（39.21）及び見かけ上の幅が 5 ミリメートルを超えないプラスチックのストリップ（54 類）を含まない。

この類の注 10 により、板、シート、フィルム、はく及びストリップは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工（例えば、磨いたもの、浮きだし模様を付けたもの、着色したもの、単に曲げたもの及び波形にしたもの）をしてあるかないかを問わない。）で、切っていないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切ったもの（長方形（正方形を含む。）に切ったことによりそのまま使用することができる製品になったものを含む。例えば、テーブルクロス）に限るものとし、更に加工したものを除く。

板、シート等（表面加工してあるかないかを問わないものとし、板、シート等を長方形（正方形を含む。）に切ったものを含む。）で、縁をみがいたもの、穴をあけたもの、フライス削りをしたもの、へりを付けたもの、曲げたもの、枠をつけたもの、その他の加工をしたもの及び長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったものは、一般に 39.18 項、39.19 項又は 39.22 項から 39.26 項までの製品として所属を決定する。

＊

＊ ＊

号の解説

3920. 43 及び 3920. 49

これらの号の物品は、その可塑剤の含有量に基づいて区別される。この目的において、一次可塑剤と二次可塑剤の含有量は合計するものとする（この類の号注2参照）。

一次可塑剤は、揮発性の低い物質で、重合体に添加すると、一般的にその柔軟性を向上させる（例えば、フタル酸エステル、アジピン酸エステル、トリメリト酸エステル、りん酸エステル、セバシン酸エステル、アゼライン酸エステル）。

二次可塑剤は、伸展剤としても知られており、単独で可塑剤として使用することは少ない。一次可塑剤と配合すると、一次可塑剤の作用を変化又は強化する。二次可塑剤は、難燃剤（例えば、塩素化パラフィン）又は潤滑剤（例えば、エポキシ化大豆油、エポキシ化亜麻仁油）としても作用する。

39. 21 プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ

ー多泡性のもの

3921. 11ーースチレンの重合体製のもの

3921. 12ー塩化ビニルの重合体製のもの

3921. 13ーポリウレタン製のもの

3921. 14ー再生セルロース製のもの

3921. 19ーその他のプラスチック製のもの

3921. 90ーその他のもの

この項には、39. 18 項、39. 19 項、39. 20 項又は 54 類の物品を除き、プラスチックの板、シート、フィルム、はく及びストリップを含む。したがって、この項には、単に多泡性の物品並びに補強し、薄層で被覆し、支持物を使用し及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたもののみを含む（他の材料と組合わせた板等の所属の決定については総説を参照）。

この類の注 10 によれば板、シート、フィルム、はく及びストリップとは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工（例えば、磨いたもの、浮き出し模様を付けたもの、着色したもの、単に曲げたもの及び波形にしたもの）をしてあるかないかを問わない。）で、切っていないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切ったもの（長方形（正方形を含む。）に切ったことによりそのまま使用することができる製品になったものを含む。）をいうものとし、更に加工したものを除く。

板、シート等（表面加工してあるかないかを問わないものとし、板、シート等を長方形（正方形を含む。）に切ったものを含む。）で、縁をみがいたもの、穴をあけたもの、フライス加工をしたもの、へりを付けたもの、曲げたもの、枠をつけたもの、その他の加工をしたもの及び長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったものは、一般に 39. 18 項、39. 19 項又は 39. 22 項から 39. 26 項までの製品としてその所属を決定する。

39.22 プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品

3922. 10－浴槽、シャワーバス、台所用流し及び洗面台

3922. 20－便座及び便器用の覆い

3922. 90－その他のもの

この項には、通常家屋等で、水道又は下水の設備と連結させて、永久的に固定されるよう設計された備付品を含む。この項には、また、携帯用ビデ、ベビー用浴槽、野営トイレ (camping toilet) 等その他これらに類する大きさ及び用途の衛生用品を含む。

プラスチック製の水洗用の水槽は、その機構を取り付けてあるかないかを問わずこの項に属する。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

(a) 病人用差込み便器、寝室用便器等小型の可搬式衛生用品 (39. 24)

(b) セッケン皿、タオル掛け用レール、歯ブラシ立て、トイレトペーパーホルダー、タオル掛けその他これらに類する浴室用品、化粧用品又は台所用品。これらの物品は、壁その他の建物の部分に永久的に取り付けられることが意図されていれば 39. 25 項に、それ以外は 39. 24 項に含まれる。

39.23 プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品

3923. 10－箱、ケース、クレートその他これらに類する製品

－袋 (円すい状のものを含む。)

3923. 21－エチレンの重合体製のもの

3923. 29－その他のプラスチック製のもの

3923. 30－瓶、フラスコその他これらに類する製品

3923. 40－スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物

3923. 50－栓、ふた、キャップその他これらに類する物品

3923. 90－その他のもの

この項には、あらゆる種類の物品の包装用又は運搬用に通常供される全てのプラスチック製の物品を含む。これらの物品には、次の物品を含む。

(a) 箱、ケース、クレート、袋 (sacks 及び bags) (円すい状のもの及びごみ袋を含む。)、たる、かん、瓶及びフラスコ等の容器

この項には、次の物品を含む。

(i) ある種の食料品の包装用又は運搬用に供する容器の性格を有するとつ手のないコップ

(cups) (食卓用品又は化粧用品としての二次的な用途を有するか有しないかを問わない。)

(ii) プラスチックボトルの成形前の中間生産品で、管状で一端が閉じており、口の方はネジ式の蓋を取り付けるためにネジが切られている。ネジ切り部より下の部分は、所定の大きさや形に膨張させる。

(b) スプール、コップ (cops)、ボビンその他これらに類する支持物 (磁気テープを有しないビデオ又はオーディオカセットを含む。)

(c) 栓、ふた、キャップその他これらに類する物品

この項には、特にごみ箱及び移動式ごみ箱 (戸外用のものを含む。) のような家庭用品及び食卓用品又は化粧用品として使用するコップで、包装用又は運搬用として容器の性格を有しないもの (時にはこのような目的に使用されるかされないかを問わない。) (39.24)、42.02 項の容器並びに 63.05 項の柔軟性のあるばら荷用中型容器 (flexible intermediate bulk containers) を含まない。

39.24 プラスチック製の食卓用品、台所用品、その他の家庭用品及び化粧用品

3924.10—食卓用品及び台所用品

3924.90—その他のもの

この項には、次のプラスチック製の物品を含む。

(A) 食卓用品：茶用具、コーヒー用具、平皿、スープ入れ、サラダボウル、各種の皿及び盆、コーヒーポット、ティーポット、砂糖入れ、ビール杯、コップ、ソース入れ、果実鉢、薬味瓶、食塩入れ、マスタード入れ、卵用カップ、ティーポット用台、テーブルマット、ナイフ置き、ナプキンリング、ナイフ、フォーク、スプーン等

(B) 台所用品：水鉢、ゼリー用の型、台所用瓶、貯蔵用瓶、貯蔵箱 (ティーキャディー、パン入れ等)、漏斗、ひしゃく、台所用測定具、めん棒等

(C) その他の家庭用品：灰皿、湯入れ瓶、マッチ箱用ホルダー、ごみ箱及び移動式ごみ箱 (戸外用のものを含む。)、ばけつ、じょうろ、食料貯蔵用の容器、カーテン、テーブルカバー、家具用ほこりよけカバー等

(D) 化粧用品 (家庭用であるかないかを問わない。)：化粧セット (水差し、ボウル等)、衛生用おけ、ベッド用便器、しびん、寝室用便器、たんづぼ、注水器、洗眼器、哺乳瓶用の乳首 (nursing nipples)、指サック、せっけん皿、タオル掛け用レール、歯ブラシ立て、トイレットペーパーホルダー、タオル掛け、その他のこれらに類する浴室、化粧室又は台所で使用する物品で、壁等に永久的に取り付けるよう意図されていないものに限る。ただし、建物の壁又はその他の部分に、例えばねじ、釘、ボルト、接着剤により永久的に取り付けるよう意図されたものは含まない (39.25)。

この項には、食卓用又は化粧用に使用するコップ (とつ手のない) で、包装用又は運搬用の容器の性格を有しないもの (時にはこのような目的に使用されるかされないかを問わない。) を含む。

ただし、この項には、包装用又は運搬用に供される容器の性格を有するとつ手のないコップを含まない（39.23）。

39.25 プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）

3925.10－貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器（容積が300リットルを超えるものに限る。）

3925.20－戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居

3925.30－よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品及びこれらの部分品

3925.90－その他のもの

この項には、この類の注11に掲名している製品に限り適用する。

＊

＊ ＊

号の解説

3925.20

3925.20 にはちょうつがいに取り付けられている戸及び建物、部屋等の入口を閉鎖するのに使用されるタイプの引戸式の防壁を含む。フィールド、庭、中庭等の入口を閉鎖する防壁を含まない（これらは「門」（gates）と呼ばれる）（3925.90）。

39.26 その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品

3926.10－事務用品及び学用品

3926.20－衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）

3926.30－家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具

3926.40－小像その他の装飾品

3926.90－その他のもの

この項には、他の項に該当するものを除き、プラスチック（この類の注1に規定する。）又はその他の39.01項から39.14項までの材料の製品を含む。

これらには、次の物品を含む。

（1）プラスチックのシートを縫い合せ又は張り合せて製造した衣類及び衣服の附属品（がん具を除く。）、例えば、エプロン、ベルト、乳児用よだれ掛け、レインコート、ドレスシールド等。取りはずしのできるプラスチック製のフードは、それが附属しているプラスチック製のレインコート、ドレスシールドと共に提示された場合この項に属する。

（2）家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具

(3) 小像その他の装飾品

(4) プラスチック製のシートを縫い合わせ、又は張り合わせて製造したほこりよけシート、保護用の袋、日よけ、ファイルカバー、書類用カバー、ブックカバー及び読書用のカバーその他これらに類する保護用物品

(5) 文ちん、ペーパーナイフ、プロットティングパッド、ペン皿、しおり等

(6) ねじ、ボルト、ワッシャーその他これらに類する一般用の取付具

(7) 伝動用、コンベヤ用又はエレベーター用のベルトで、エンドレスのもの、特定の長さに切って両端を連結したもの又は締具を取り付けたもの

特定の機械又は機器とともに提示される伝動用、コンベヤ用又はエレベーター用のあらゆる種類のベルト及びベルチングは、機械又は機器に実際に組み込まれているかいないかを問わず、当該機械又は機器と共に分類される（例えば、16 部）。

さらに、この項には、伝動用又はコンベヤ用のベルト又はベルチングで、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した繊維用繊維製のものを含まない（11 部。例えば、59.10 項）。

(8) 39.14 項の重合体を充てんしたイオン交換カラム

(9) カルボキシメチルセルロースを充てんしたプラスチックの容器（氷のうとして使用する。）

(10) 工具箱及びケースで、個々の工具（附属品を有するか有しないかを問わない。）を収めるために特別に成形され又は内部に取り付けられたものでないもの（42.02 項参照）。

(11) 洗浄器、洗腸液袋及びこれらの附属品、おしゃぶり（又は乳児用おしゃぶり）、氷のう、病人用又はこれに類する看護用クッション、ペッサリー、コンドーム並びに注射器用バルブ

(12) 種々のその他の製品。例えば、ハンドバッグ用のファスナー、スーツケース用のコーナー、吊り鉤、保護用カップ及び家具の下に置くためのグライド、柄（工具、ナイフ、フォーク等用）、ビーズ、時計用“ガラス”、図型及び文字型、手荷物用のラベルホルダー

(13) 人工爪

この項には、ごみ箱及び移動式ごみ箱（戸外用のものを含む。）のような家庭用品を含まない。